

## 職員の厳正な服務規律の徹底について

令和8年1月5日に庁舎内で発生した職員によるパワー・ハラスメント事案により、令和8年3月31日付けで当該職員を戒告の懲戒処分としました。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるものであり、絶対にあってはならないことです。まして、法令及び服務規律を遵守すべき職員が、こうした行為に及ぶことは、多くの職員が長年培ってきた町民からの信頼を一瞬で失う行為です。

今回の事案を重く受け止め、私から改めて全管理職に対して厳正な服務規律の確保と職員が働きやすい良好な職場環境の確保に努めるよう指示しました。

また、5月にハラスメントに関する研修を、6月にはハラスメントを含めた危機管理に関する研修を全職員対象に開催します。

職員一人ひとりが公務員としての行動規範を念頭に置き行動することで、ハラスメントのない職場環境を確保し、町民サービスの向上に努め、町行政に対する信頼を一日でも早く回復できるよう取り組んでまいります。

高島町長 高梨 忠博